

事前評価調書

I 事業概要																																		
事業名	治山事業（予防治山事業）																																	
地区名	ふりくさかみあわしろいけだいら 振草上粟代池平																																	
事業箇所	きたしたらくんとうえいちょうおおあざふりくさあざかみあわしろいけだいら 北設楽郡東栄町大字振草上粟代池平ほか 地内																																	
事業のあらまし	当該山腹斜面には不安定な浮石・転石が多数存在しており、落石による山地災害の危険性が高い。このため、地元からの要望と荒廃現況を勘案して、固定工及び落石防止柵工を設置する。																																	
事業目標	【達成（主要）目標】 荒廃山腹斜面を保全し、落石による山地災害の未然防止を図る。 【副次目標】 —																																	
事業費	事業費		内訳																															
	1. 8億円		■工事費	1. 8億円、□用補費		億円、□その他	億円																											
事業期間	採択予定年度	2022年度	着工予定年度	2023年度	完成予定年度	2025年度																												
事業内容	固定工17か所、落石防護柵工2基																																	
II 評価																																		
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では山腹の荒廃が進み、落石による山地災害の発生の恐れがある。また、地元からも治山事業による整備が強く求められている。 また、「費用便益分析マニュアル」に基づき算定したB/Cは1.5で1.0を越えており、効果を期待できる。																																
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 山地災害の未然防止を図る上で事業実施が必要であるため。																															
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>工事</td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・固定工</td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・落石防護柵工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table>							2023	2024	2025	合計	工種区分	工事	←		→		・固定工	←		→		・落石防護柵工			←	→	事業費（億円）		0.6	0.4	0.8	1.8
			2023	2024	2025	合計																												
工種区分	工事	←		→																														
	・固定工	←		→																														
	・落石防護柵工			←	→																													
事業費（億円）		0.6	0.4	0.8	1.8																													
2) 地元の合意形成	地元区長を通じて所有者からの要望が提出されており、地元の了解は得られている。																																	
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 事業計画に無理はなく、地元の了解も得られているため、事業計画の実効性は期待できる。																																
III 対応方針																																		
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																		

■対象（事業完了後 5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

固定工周辺の山腹斜面の状況、落石防護柵工及び保全対象周辺の落石の状況から事業効果を評価する。